

# 2024年度 町田市立金井小学校 学校いじめ防止基本方針

「いじめ防止対策推進法」及び、「町田市いじめ防止基本方針（2022年4月改定）」を受け、次のように本校の「学校いじめ防止基本方針」及び本校におけるいじめ防止の具体的な取組、組織を定めるものとする。

## I いじめ防止等における基本理念

○いじめの防止等のための対策は、いじめが全ての児童等に関係する問題であることに鑑み、児童等が安心して学習その他の活動に取り組むことができるよう、学校の内外問わずいじめが行われなくなるようにすることを旨として行わなければならない。

○いじめの防止等のための対策は、全ての児童等がいじめを行わず、及び他の児童等に対して行われるいじめを認識しながらこれを放置することがないようにするため、いじめが児童等の心身に及ぼす影響その他のいじめ問題に関する児童等の理解を深めることを旨として行わなければならない。

○いじめの防止等のための対策は、いじめを受けた児童等の生命及び心身を保護することが特に重要であることを認識しつつ、国、地方公共団体、学校、地域住民、家庭その他の関係者の連携の下、いじめの問題を克服することを目指して行われなければならない。

## II 学校におけるいじめ防止等に関する取組

### 1 いじめを「防ぐ」（未然防止）

教職員が、いじめの定義について十分に理解したうえで、児童・生徒に「いじめは決して許されない」ことへの理解を促す。

#### 〈具体的な学校の取組〉

##### （1）人権教育の充実

自他の人権や生命を尊重し、また、教育相談活動を充実させ、児童理解を深める。いじめを未然に防ぐために学級経営を充実させ、情報交換の機会をもち、いじめの問題の解決に向けて全校体制で取り組む。

- ①「人権教育プログラム（学校教育編）」の活用
- ②「人権標語」の取組（2学期）
- ③生活指導夕会（毎週金曜日）
- ④「いじめに関する授業」（道徳・学級活動）を学期1回以上実施

##### （2）心の教育の推進

助け合い・思いやりの心を育て、集団の一員としての豊かな人間関係を育てる。また「さわやかなあいさつのある学校」を目指す。

- ①「あいさつ運動」の取組（代表委員会・6年・各クラス）
- ②「道徳授業地区公開講座」の充実（1学期）
- ③「小中一貫町田っ子カリキュラム（規範教育）」の推進

### （3）体験的な活動・コミュニケーション活動の重視

子供たちが友達や社会と関わり合う中で、自分を大切に、友だちを大切に、どんな立場の人に対しても、優しく接することができるよう体験的な活動やコミュニケーション活動を取り入れる。

- ①特別支援学級（みどりの教室）との交流給食（毎週木曜日）
- ②兄弟学年交流活動「なかよし班活動」
- ③福祉体験（4年生）
- ④職場体験（2年生）
- ⑤「あいさつ運動」の取組（代表委員会・6年・各クラス）

## 2 いじめに「気付く」（早期発見）

いじめの早期発見・早期対応のために、日頃から教職員と子どもたちとの信頼関係の構築に努める。いじめは、教職員や大人が気づきにくい場面で発生し、潜在化しやすいことを認識し、いじめを見逃さずに、組織的に解決する。

### 〈具体的な学校の取組〉

#### （1）実態把握

- ①「心のアンケート」の実施・結果の活用（毎月）
- ②「ふれあい月間」の実施・結果の活用（学期に1回）
- ③「いじめの対応マニュアル（改訂版）『守る』『気付く』『防ぐ』」の活用

#### （2）教育相談

- ①相談体制の充実（スクールカウンセラーとの連携）
- ②相談窓口の紹介

（「いじめの対応マニュアル（改訂版）『守る』『気付く』『防ぐ』」参照）

#### （3）「学校いじめ対応チーム」 月1回定例会 年3回の校内研修

## 3 いじめから「守る」（早期対応）

「いじめはどの学校でもどの児童・生徒にも起こり得る」との認識の下、学校いじめ対応チームを中心として組織的に対応する。教職員は、ささいな兆候や懸念、児童・生徒からの訴えを、抱え込まずに、又は対応不要であると個人で判断せず、直ちに全て学校いじめ対応チームに報告・相談し、学校の組織的な対応につなげる。

### 〈具体的な学校の取組〉

#### （1）早期対応・いじめ発見時

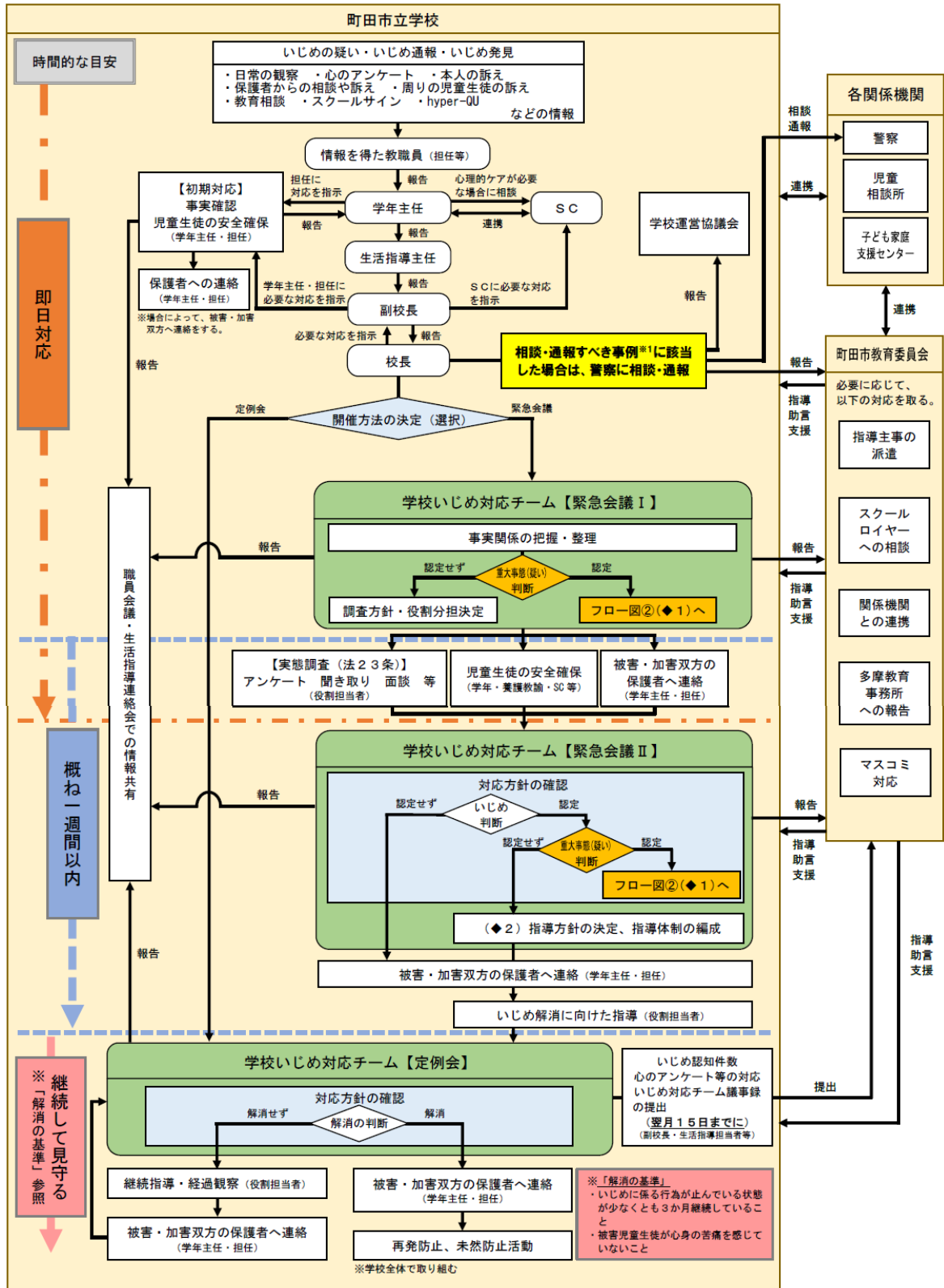
いじめに発展する可能性がある問題を発見した時は、迅速に適切な対応をする。いじめられている子供に対しては、最後まで守り通すことを約束し、自尊感情を失わせないようにする。そのためにも、解決に向けて、学年、学校全体で組織的に対応する。

#### （2）関係諸機関との連携

スクールカウンセラーや関係諸機関との連携を密にする。

- ①いじめサポートチーム（指導課）
- ②スクールソーシャルワーカー（教育センター）
- ③まちだ JUKU（教育センター）
- ④保護司、民生・児童委員
- ⑤警察署、少年センター、児童相談所

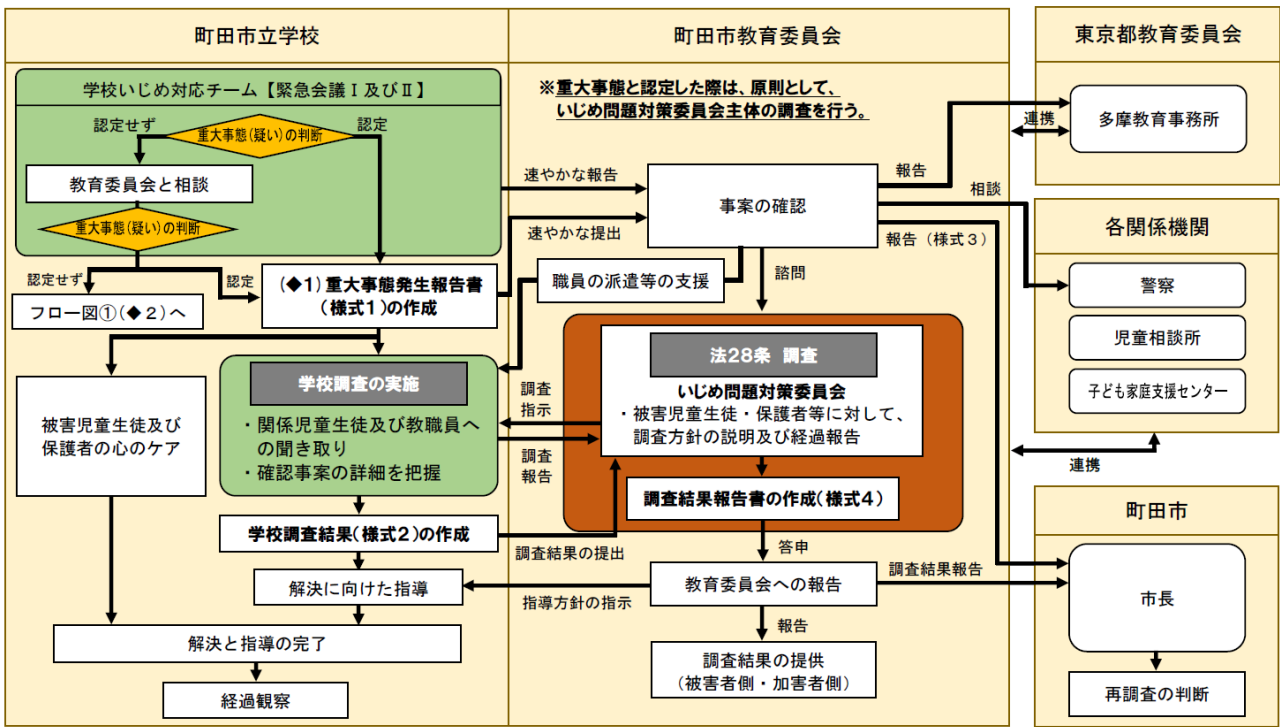
### Ⅲ いじめ対応の具体的な取組と流れ



※1 相談・通報すべき事例(令和5年2月7日付、4文科初第2121号「いじめ問題への的確な対応に向けた警察との連携等の徹底について(通知)」文科科学省)

<p><b>暴行</b> ゲームや悪ふざけと称して、繰り返し同級生を殴ったりけったりする。無理やりズボンが脱がす。</p> <p><b>侮辱</b> 感情を抑え切れず、ハサミやカッター等の刃物で同級生を切り付けてけがをさせる。</p> <p><b>強制作いせつ</b> 断れば危害を加えると脅し、性器や胸・お尻を触る。</p> <p><b>恐喝</b> 断れば危害を加えると脅し、現金を巻き上げる。オンラインゲームのアイテムを購入させる。</p> <p><b>器物損壊等</b> 自転車を壊す。制服をカッターで切り裂く。</p> <p><b>強要</b> 度胸試しやゲームと称して、無理やり危険な行為や苦痛に感じる行為をさせる。</p> <p><b>脅迫</b> 本人の様などが写った写真・動画をインターネット上で拡散すると脅す。</p>	<p><b>自殺関与</b> 同級生に対して「死ぬ」と言って嘸し、その同級生が自殺を決意して自殺した。(自殺を企図した場合を含む)</p> <p><b>名誉棄損・侮辱</b> 特定の人物を誹謗中傷するため、インターネット上に実名を挙げて、身体的な特徴を指摘し、気持ち悪い、不細工など悪口を書く。</p> <p><b>児童ポルノ提供等</b> 同級生に対して、スマートフォンで自身の性器や下着姿などの写真・動画を撮影して送るよう指示し、自己のスマートフォンに送らせる。同級生の裸の写真・動画を友達一人に送信して提供する。同級生の裸の写真・動画をSNS上のグループに送信して多数の者に提供する。友達から送られてきた児童ポルノの写真・動画を性的好奇心を満たす目的でスマートフォン等に保存する。</p> <p><b>私事性的画像記録提供(リベンジポルノ)</b> 元交際相手と別れた腹いせに性的な写真・動画をインターネット上に公表する。</p>
---	--

フロー図② いじめ重大事態発生時の対応の流れ



#### IV いじめが発見されたときの対応の流れ

初期対応の流れ	取組
1 いじめの発見・認知 2 報告（5W1Hを正確に） 「誰が」「いつ」「どこで」 「誰と」「何をした」 「どのように」	<ul style="list-style-type: none"> <li>○学級担任、教職員による観察</li> <li>○子ども・保護者の訴え</li> <li>○「心のアンケート」</li> <li>○教育相談</li> <li>○外部からの情報</li> <li>○発見者及び認知者は、直ちに生活指導主任、該当学年主任、校長・副校長に報告</li> </ul>
3 事実確認と情報整理及び関係保護者への連絡・説明 ※ 訴えには、 「あなたを全力で守る」 「お子さんを全力あげて守る」と伝える。	<ul style="list-style-type: none"> <li>○いじめの態様の把握・教育委員会へ第一報</li> <li>○当該の子ども、関係者からの聞き取り                         <ul style="list-style-type: none"> <li>□話しやすい人や場所等の配慮</li> <li>□複数の教職員で聞き取り</li> <li>□情報提供者の秘密を守る</li> </ul> </li> <li>○関係保護者へ連絡・説明（家庭訪問が原則）</li> </ul>
4 情報共有と共通理解及び校内体制の編成	<ul style="list-style-type: none"> <li>○会議等で情報共有（指導・援助方針の共通理解、役割分担）</li> <li>○スクールカウンセラーや教育委員会、スクールソーシャルワーカー等との連携</li> </ul>
5 子どもへの指導及び保護者との連携	<ul style="list-style-type: none"> <li>○被害者（いじめられた子ども）へ徹底して味方になる。表面だけで判断せず支援を継続する。</li> <li>○加害者（いじめた子ども）へいじめの背景を理解し、行為について毅然と指導する</li> </ul>

	○観衆・傍観者（周りの子ども）へ 学級・学年等全体の問題として、教師が子どもとともに 真剣に取り組む姿勢を示す。
6 関係諸機関との連携及び 継続観察・状況確認	○教育委員会へ経過を報告するとともに、関係諸機関と の連携を図る。 ○被害者等への心のケアを優先し、関係の子ども等につ いて、継続観察及び状況確認を行う。 ○必要に応じて、保護者会の開催など、当該学級の保護 者等への説明方法を検討する。 ○事実・対応経過の記録、情報等を整理する。

## V 金井小学校「いじめ対応チーム」の構成と役割

本校では、いじめ問題への組織的な取組を推進するため、いじめ問題に特化した機動的な「いじめ対応チーム」を設置する。「いじめ対応チーム」は月1回の定例会を開催し、いじめの未然防止、早期対応の取組を確認するとともに、必要に応じて臨時会を設定し、いじめの対応を行う。

また、このチームを中心として、全教職員で共通理解を図り、学校全体でいじめ対策を行う。

### 【構成】

校長	(須藤 潤一郎)	副校長	(日沖 達彦)
生活指導主任	(川崎 淑恵)	経営主任	(窪田 純)
教務主任	(村上 慎一)	当該学年主任	(当該学年主任)
当該学級担任	(当該学級担任)	養護教諭	(平山 安奈)
スクール・カウンセラー	(土井 裕一郎)		( )
	( )		( )
	( )		( )

### 【役割】

- ・いじめ対応チーム定例会の開催、緊急会の開催
- ・いじめの防止等に係る学校の年間活動計画（校内研修、いじめに関する授業、スクールカウンセラーによる是認面接、保護者会での説明、子どもの主体的な活動への支援など、それぞれの実施計画）の作成
- ・心のアンケートの実施後の情報共有、確認
- ・個々のいじめやいじめの疑いの事案について、現状と対応の進捗状況を確認するとともに、今後の対応策を決定する。
- ・子どもの様子で気になることがあったとき、子ども間でトラブルが発生した時など、教員から報告を受けるとともに、教職員間で情報を共有する。
- ・教員から、子どもの様子で気になることが報告された場合は、事実確認の方法を決定する。

- ・ 事実確認の結果について報告を受け、当該の事案が、いじめであるか、いじめの疑いの状況であるか等について判断する。
- ・ いじめ等について、実態に基づき、早期解決に向けた対応方針を協議する。
- ・ 子どもに対して中心となって対応を行う学級担任等に、適切に助言をしたり相談依頼したりする。
- ・ 全てのいじめの事例について、共通の様式等で記録を残し、他の教職員が確認できる方法により保管する。

## VI いじめ防止のための教員の研修計画

全ての教職員が、「いじめ」をはじめとしたいじめ防止対策推進法の趣旨や、「学校いじめ防止基本方針」の内容等を十分に理解し、職員の対応力や校内の組織力の向上を図るために、以下の通り、教員の研修を行う。

実施月	内容
6月	いじめの定義をはじめとしたいじめ防止対策推進法の趣旨や学校いじめ対策基本方針の内容を理解する。 (いじめ総合対策上・下巻) (いじめ早期発見リーフレット) を活用する。
11月	「いじめ問題解消に向けた具体的な取り組み」について、実践例を用いてグループワークを行う。 (いじめ総合対策上・下巻) (いじめ早期発見リーフレット) を活用する。
2月	「学校いじめ防止対策基本方針」が自校の実態に合っているか教職員で内容を共通理解し、検証、改善を行う。 (ふれあい月間教職員シート・学校シート) を活用する

## VII いじめに関する授業計画

いじめ問題の未然防止、早期解決につなげるために、児童・生徒に対して以下の計画でいじめに関する授業を年3回必ず実施する。

学年	実施月	教科	内容・単元名など
1年	6月	道徳	公正・公平・社会正義を価値項目として自分の好き嫌いにとらわれずに誰に対しても仲間はずれにしない心情を育てる。
	11月	学級活動	友達や教師が見付けてくれた自分の良いところを知ることによって自分の良いところを積極的に知ろうとする態度を育て、互いの個性の理解を行う。
	2月	学級活動	いじめは相手の心や体を傷つける行為であることを理解させるとともにいじめのない素敵な学級にするために自分に合ったよりよい解決方法を意思決定できるようにして、規範意識の醸成を行う。

2年	6月	道徳	公正・公平・社会正義を価値項目として自分の好き嫌いにとらわれずに誰に対しても仲間はずれにしない心情を育てる。
	11月	学級活動	友達や教師が見付けてくれた自分の良いところを知ることによって自分の良いところを積極的に知ろうとする態度を育て、互いの個性の理解を行う。
	2月	学級活動	いじめは相手の心や体を傷つける行為であることを理解させるとともにいじめのない素敵な学級にするために自分に合ったよりよい解決方法を意思決定できるようにして、規範意識の醸成を行う。
3年	6月	道徳	公正・公平・社会正義を価値項目として、いじめをすることなく、だれとでも公平に接しようとする態度を育てる。
	11月	学級活動	友達や教師が見付けてくれた自分の良いところを知り、自分の良いところを伸ばしていこうとする態度を育て、お互いの個性の理解を行う。
	2月	学級活動	いじめが起きたときにどうすればよいかを考えることを通して、いじめをしない、させない、見過ごさない、見て見ぬふりをしない態度を育て、規範意識の醸成を行う。
4年	6月	道徳	公正・公平・社会正義を価値項目として、いじめをすることなく、だれとでも公平に接しようとする態度を育てる。
	11月	学級活動	友達や教師が見付けてくれた自分の良いところを知り、自分の良いところを伸ばしていこうとする態度を育て、お互いの個性の理解を行う。
	2月	学級活動	いじめが起きたときにどうすればよいかを考えることを通して、いじめをしない、させない、見過ごさない、見て見ぬふりをしない態度を育て、規範意識の醸成を行う。
5年	6月	道徳	公正・公平・社会正義を価値項目として誰に対しても差別したり、偏見をもったりすることなく、いじめを許さない公正・公平な態度を育てる。
	11月	学級活動	自分の良いところ、友達の良いところを見付け、学級の一員としての自分に気付くとともに、全員の良いところを学級で生かし

			ていく態度を育て、お互いの個性の理解を行う。
	2月	学級活動	考え方や感じ方は人によって違いその違いを認めることが大切であることや、SNSをはじめとするインターネット上では「誤解」が生まれやすいことを理解させ、考えや気持ちを伝える方法を考えさせ、規範意識の醸成を行う。
6年	6月	道徳	公正・公平・社会正義を価値項目として誰に対しても差別したり、偏見をもったりすることなく、いじめを許さない公正・公平な態度を育てる。
	11月	学級活動	自分の良いところ、友達の良いところを見付け、学級の一員としての自分に気付くとともに、全員の良いところを学級で生かしていく態度を育て、お互いの個性の理解を行う。
	2月	学級活動	考え方や感じ方は人によって違いその違いを認めることが大切であることや、SNSをはじめとするインターネット上では「誤解」が生まれやすいことを理解させ、考えや気持ちを伝える方法を考えさせ、規範意識の醸成を行う。